学校法人久留学園　認定こども園太陽の子幼稚園　重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、認定こども園　太陽の子幼稚園が説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称	学校法人　久留学園
所　在　地	宮崎県小林市堤２８７１－２
電　話　番　号	０９８４－２３－９２９３
代表者氏名	理事長　久留　政子

２　利用施設

施設の種類	幼稚園型　認定こども園
施設の名称	認定こども園　太陽の子幼稚園
施設の所在地	宮崎県小林市堤２８７１－２
連絡先	ＴＥＬ　　０９８４－２３－９２９３ ＦＡＸ　　０９８４－４８－００８０
管理者	園長　久留　政子
対象児童	満３歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満３歳未満の保育を必要とする児童
利用定員	満３歳以上の定員　　６０人 満１歳以上満３歳未満の児童　　２０人 学童保育　　２０人 乳幼児等通園支援（１歳・２歳）10：00～11：30　最大２人/日
開設年月日	昭和５５年４月１日　（平成２９年４月１日認定こども園へ移行）

３　施設の目的と運営方針

学校法人　久留学園が設置する認定こども園　太陽の子幼稚園は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）、就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）その他の関係法令を遵守して運営する。

4　当園における施設・設備等の概要

（1）施設

敷　地	敷地全体	２３１４㎡
	園庭	７６９㎡
園　舎	構造	鉄筋コンクリート・木造
	延べ面積	８１２．５９㎡

（2）主な設備

設　備	部屋数	備　考
保育室	５室	たまご（白）組　（１歳児クラス） たまご（橙）組　（２歳児クラス） ひよこ組　（３歳児クラス） うさぎ組　（４歳児クラス） ぞ　う組　（５歳児クラス）
調理室	１室	

5　職員の設置状況（Ｒ８年度現在）

種　類	員　数	常　勤	非常勤	備　考
園　長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭	2	2		
保育士	8	8		
幼稚園教諭	1	1		
栄養士	2	2		
調理員				
特別支援員				
保育補助				
事務員				
バス運転手				
計	１５	１５		

当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１日小林市条例第２０号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実践に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体制＞

職　種	勤務体系
園　長	正規の勤務時間帯（９：００～１７：００）
副園長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
保育士	正規の勤務時間帯（７：２０～１６：２０） （８：００～１７：００） （９：００～１７：３０） （９：３０～１８：３０） （９：３０～１８：３０）
幼稚園教諭	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
調理師	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）
バス運転手	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）

＊　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
＊　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6　保育を提供する日

1　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１２月２９日から３１日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

2　支援法第１９条第１項第１号の子ども（以下「１号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

（1）土曜日
（2）夏季休業　　７月２１日から８月３１日まで
（3）冬期休業　　１２月２４日から１月７日まで
（4）春季休業　　３月２６日から４月６日まで

7　教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとする。

（1）教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金　午前９時３０分から午後２時３０分までとする。

＊ 教育標準時間の前後や土曜日、夏季、冬季、春季休業中は預かり保育を行う。

預かり保育は、小林市の一時預かり事業（幼稚園型）により補助を受けて実施する。

＊ 乳幼児等通園支援は、小林市の乳児等通園支援事業により補助を受けて実施する。

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（１１時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土　午前７時３０分から午後６時３０分までとする。

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土　午前７時３０分から午後６時３０分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（８時間）の間に延長保育を提供する。

８　提供する教育・保育の内容

当園は、教育の課程となるべき経験及び活動は主として『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』とし遊びを通した総合的指導をする。

また、安心・安定した情緒と落ち着いた保育環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼　食	午後間食	備　考
２歳児	９時３０分頃	１１時３０分頃	２時、４時	
３歳児		１１時３０分頃	２時、４時	
４歳児		１１時３０分頃	２時、４時	
５歳児		１１時３０分頃	２時、４時	

＊　献立表は毎月別途お知らせします。

＊　食物アレルギー等に関しては、ご相談下さい。また、アレルギー調査票の提出も合わせてお願い致します。

９　利用料金

（１）支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、幼稚園

に支払うものとする。

（２）当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表１に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。

（３）前２項に定めるもののほか、別表２に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

（４）前３項に定めるもののほか、別表２に掲げる登園の支援事業において提供する便宜の要する費用については、利用者保護者から実費の負担を受けるものとする。

１０　利用の終了に関する事項

退園又は休園しようとする１号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

当園の利用２号子ども及び３号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

（１）「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市町村が取り消したとき。

（２）支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。

（３）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

１１　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

（１）内科、歯科、眼科

医療機関の名称	よしむら循環器内科クリニック
医院長名	吉村　雄樹
所在地	宮崎県小林市細野１６０６－１
電話番号	０９８４－２７－３３３９

（２）歯科

医療機関の名称	大坪歯科
医院長名	大坪　英幸
所在地	宮崎県小林市堤２９６１－３７
電話番号	０９８４－２３－４４８８

（３）眼科

医療機関の名称	針貝眼科
医院長名	針貝　正純
所在地	宮崎県小林市細野１５８
電話番号	０９８４－２２－２３２２

（４）薬剤師

医療機関の名称	二葉薬局　堤店
代表取締役薬剤師	田中　莉子
所在地	宮崎県小林市堤９７９５－１５
電話番号	０９８４－２３－２１０１

１２　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合には、園医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

１３　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　園長　久留　政子 ・ご利用時間　11：00～15：00 ・電話番号　０９８４－２３－９２９３ ・ＦＡＸ　　０９８４－４８－００８０ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員会	評議員　勉　大輔 評議員　木場　里恵

１４　非常災害時の対策

非常時の対策	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有 ・ガス漏れ報知機　有　　・非常警報装置　有
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

１５　利用者に対しての保険の種類・保険事故

保険の種類	損害保険、自賠責任保険
保険の内容	死亡・後遺障害・入院・通院・給食

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼稚園名：　学校法人　久留学園　認定こども園　太陽の子幼稚園
説明者名：　　園長　久留政子

私は、本書面に基づいて　学校法人　久留学園　認定こども園　太陽の子幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年　　月　　日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：　　印

園児との続柄：

★この用紙は保護者の方の保管用です。
提出用の方に同じ用紙がありますので、園にはそちらをご記入の上ご提出下さい。

別表１　　教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項　　目	内容.負担を求める理由.目的	金　　額
環　境　整　備　費	遊具等整備の為	入園時・進級時　３,０００円

別表２　　教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　　目	内容.負担を求める理由.目的	金　　額
給食に係る費用	主食費 副食費	２,１００円 ４,９００円
道　具　代	道　具　購　入	入園時　約２５,０００円
バ　ス　代	通園バス利用料	月額３,５００円（往復） 月額１,７５０円（片道） 一回利用　３００円
手　数　料	入園手続き手数料（１号）	２,０００円
アルバム代	アルバム台紙、写真現像代	５,０００円
絵本代	月刊絵本代	月額　約４００円
父母の会費	父母の会活動費	年額　３,６００円

２　　時間外保育に係る利用者負担

＊ 教育標準時間の前後や土曜日、夏季、冬季、春季休業中に行う預かり保育は、小林市の一時預かり事業（幼稚園型/一般型）により、補助を受けて実施する。

	時　間	金　額
月　契　約	8：30～15：00	世帯の所得に応じて市が定める金額と同額の金額とする。
日　　額	朝　　7：30～8：30 帰　15：00～18：30	一律 ４５０円
土曜日	１日	（１号）　　1,5００円 （２号・新２号）１００円 （３号）　　０円
長期休業中	１日	

＊ この幼稚園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

3　　乳幼児等通園支援に係る利用者負担

＊ 乳幼児支援事業は小林市の乳児等通園支援事業の補助を受けて実施する。

	利用時間	受入児童	利用料
１歳児・２歳児	10：00～11：30	２人	300 円/時間

＊ この幼稚園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。

＊ やむを得ないキャンセルにつきましては、キャンセル料は発生しません。悪質なキャンセルにつきましては、利用登録が取り消しになる場合があります。